

「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令(案)」に対する意見募集の結果について

令和5年3月
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部

令和5年2月21日(火)～令和5年3月22日(水)にかけて、標記訓令改正案に対する意見募集を実施いたしましたところ、結果は下記のとおりとなりました。ご協力をいただきましてありがとうございました。

記

1. 意見募集期間

令和5年2月21日(火)～令和5年3月22日(水)まで

2. 実施方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

3. 意見提出方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォーム、電子メール、郵送、FAX

4. 意見募集結果

1件

5. お問い合わせ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課
電話：03-3501-1749

(別紙)

御意見の概要及び御意見に対する考え方

今回の「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令についての意見公募要領」に対する御意見と御意見に対する考え方は以下のとおりです。

No.	提出意見	御意見に対する考え方
1	「」ではなく []なのはどういう意味合いなのか備考欄に記載してほしいです。	登録時に誤って「」ではなく[]を記載してしまっていたものです。

(別紙)

意見募集を実施した際の訓令案（新旧対照表）との変更点

「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令 改正案」に対する意見募集を実施した際の訓令案（新旧対照表）との変更点は以下のとおりです。

No.	修正箇所	修正内容	備考
1	「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」 表題	別添2 電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について	技術的修正
2	「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」 2.(9)⑦ロ	ロ 推進機関がシステムアクセスの受付を行う場合は、「 <u>電気事業法第28条の46第1項の規定による送配電等業務指針の認可の基準について</u> 」(別添4)の2.(1)から(5)までの内容を準用し、申請・回答様式及び標準処理期間は、一般送配電事業者又は配電事業者が受付を行う場合と同一とする旨	技術的修正
3	「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」 2.(9)⑦ホ	ホ 推進機関は、推進機関がシステムアクセスを受け付けた案件、「 <u>電気事業法第28条の46第1項の規定による送配電等業務指針の認可の基準について</u> 」(別添4)の2.(4)②及び⑤、(5)②及び⑥並びに(6)②及び⑥の案件並びに(10)により提出を受けた情報を分析し、その分析結果を定期的に公表しなければならない旨	技術的修正
4	「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」 2.(9)⑨	⑨ 推進機関は、一般送配電事業者が「 <u>電気事業法第28条の46第1項の規定による送配電等業務指針の認可の基準について</u> 」(別添4)の7.(6)①ロ以降の抑制指令を行った場合は、その運用が、法令及び送配電等業務指針に照らして適切に行われていることの確認、検証及び公表を行わなければならない旨	技術的修正
5	「電気事業法第28条の46第1項の規定による送配電等業務指針の認可の基準について」 表題	別添3 電気事業法第28条の46第1項の規定による送配電等業務指針の認可の基準について	技術的修正
6	「電気事業法第28条の46第1項の規定による送配電等業務指針の認可の基準について」 2.(4)②	② 当該案件が、一定規模（「 <u>電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について</u> 」(別添3)の2.(9)⑦イに規定する規模。以下④及び⑤並びに(5)、(6)及び(8)において同じ。）以上の発電等用電気工作物に係る案件である場合、受付後速やかに、事前相談を受け付けた旨並びに受	技術的修正

		付日及び回答予定日を推進機関に対して報告しなければならない旨	
7	「電気事業法第28条の46第1項の規定による送配電等業務指針の認可の基準について」 2.(16)	(16)一般送配電事業者が、「 <u>電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について</u> 」(別添3)の2.(9)⑦ヌの通知又は依頼を受けた場合に行う連系予約(送電系統へ発電等用電気工作物が連系等されたものとして取扱うことをいう。)及び接続検討その他の系統アクセスに係る手続	技術的修正
8	「電気事業法第28条の46第1項の規定による送配電等業務指針の認可の基準について」 6.(3)①	① 周波数に係る事項について、一般送配電事業者及び配電事業者は、推進機関より、電気事業法令に基づき保存している記録その他の「 <u>電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について</u> 」(別添3)の2.(12)①の分析を行うために必要な情報の提出の要請があった場合、これに応じなければならない旨	技術的修正
9	「電気事業法第28条の46第1項の規定による送配電等業務指針の認可の基準について」 6.(3)②	② 電圧に係る事項について、一般送配電事業者及び配電事業者は、推進機関より、電気事業法令に基づき保存している記録その他の「 <u>電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について</u> 」(別添3)の2.(12)①の分析を行うために必要な情報の提出の要請があった場合、これに応じなければならない旨	技術的修正
10	「電気事業法第28条の46第1項の規定による送配電等業務指針の認可の基準について」 6.(3)③	③ 停電に係る事項について、一般送配電事業者及び配電事業者は、推進機関より、電気事業法令に基づき経済産業大臣に提出している情報その他の「 <u>電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について</u> 」(別添3)の2.(12)①の分析を行うために必要な情報の提出の要請があった場合、これに応じなければならない旨	技術的修正
11	「電気事業法第28条の46第1項の規定による送配電等業務指針の認可の基準について」 7.(2)	(2)一般送配電事業者及び配電事業者による調整力(「 <u>電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について</u> 」(別添3)の2.(12)③に規定する調整力をいう。以下同じ。)の確保に関する事項	技術的修正